

国税関係手続きが簡素化されます

納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する申告書等の国税関係手続きが簡素化されました。今回はその中で所得税に関するものを中心にお知らせします。

《各種書類の添付省略》

国税当局が他の添付書類や行政機関間の情報連携等で記載事項の確認を行うことにより、所得税の確定申告書等を提出する場合に一定の書類の添付が不要となりました。

手続名	添付不要とする書類
所得税申告(確定申告書及び修正申告書)	給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
	オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
	配当等とみなされる金額の支払通知書
	上場株式配当等の支払通知書
	特定口座年間取引報告書
	未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
	特定割引債の償還金の支払通知書
	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類
相続時精算課税の贈与税申告	住民票の写し
障害者非課税信託申告	

《所得税の確定申告書の記載事項等の見直し》

平成 31 年（令和元年）分以後の所得税の確定申告書については、所得控除額が年末調整で適用を受けた額と異動がない場合には、その合計額のみ記載とすることができます。